

# 中学校・特別の教科道徳

平成 30 年度においては、「現行学習指導要領により指導する場合」と、「全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合」がある。いずれの場合においても新学習指導要領第 1 章の規定（総則本誌 P 30～32 参照）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

平成 31 年度及び平成 32(2020)年度においては、新学習指導要領により指導する。

## 全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合

### 1 指導計画作成上の配慮事項（特別の教科道徳解説 P 69～73 参照）

- (1) 新設された主な配慮事項はない。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の 2 点である。
  - ア 内容項目は、各学年において全て取り上げること。
  - イ 3 学年間を見通した重点的な指導、内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うこと。

### 2 指導の配慮事項（特別の教科道徳解説 P 84～101 参照）

- (1) 新設された主な配慮事項は次の 3 点である。
  - ア 道徳性を養うことの意義について、生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。
  - イ 指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的な行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。
  - ウ 生徒の発達段階や特性等を考慮し、現代的な課題の取扱いにも留意すること。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の 5 点である。
  - ア 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。また、小・中学校間の接続を意識した取組も考慮すること。
  - イ 道徳科が教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。
  - ウ 自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動を充実すること。
  - エ 生徒の発達段階や特性等を考慮しながら道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導を充実すること。
  - オ 家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。